

芸術は都市をよみがえらせる —米国における芸術の経済効果とパブリック・アートを中心に—

都市開発部 副主任研究員 吉本 光宏
研究員 片岡 真実

《要 旨》

- 21世紀の都市づくりにおいては、“芸術文化”が重要な要素になると予想される。
- 芸術文化の構成要素を三つに分けて、都市との関連性を整理すると、最近の動向として次のようなもののがあげられる。
 - ①芸術文化施設(Hardware)：文化施設の複合された大規模都市開発事業の増加
 - ②芸術作品・文化事業(Software)：都市空間の中に芸術作品を設置する「パブリック・アート」、一定の期間、特定の場所で演劇やダンス、コンサートなどを集中的に開催する「芸術フェスティバル」の活発化
 - ③芸術団体・芸術家(Humanware)：都市を代表する芸術団体の存在、「アーティスト・イン・レジデンス事業」への取り組み
- 芸術文化が都市に対して与えるインパクトは、これら三つの構成要素が固有に持つ「芸術的な効果」と、様々な波及効果によって地域経済を活性化する「経済的な効果」に分けられる。
- 「経済的な効果」について最近米国で発表された調査では、以下のようなことが報告されている。
 - 全米の非営利芸術機関の年間総支出額は約370億ドル(3兆7,000億円、1990～92年の平均)、それに伴い、130万人の雇用(全米の労働力の1%強)が創出され、250億ドルの個人所得がもたらされている
 - 1992年のニューヨーク・ニュージャージー大都市圏における芸術産業の経済波及効果は98億ドル(対82年比実質14%増)で、35億ドルの個人所得(同10%増)、約11万人の雇用(同8.5%減)が創出されている
- また、先の三要素全般にわたって幅広い「芸術的な効果」を有するものとして、米国におけるパブリック・アートを取り上げてみると、以下のように傾向がみられる。
 - 全米芸術基金(NEA)による助成、各地方自治体における「パーセント・フォー・アーツ条例」の整備、あるいは民間非営利団体での活発な活動がパブリック・アートの発展に寄与してきた
 - 近年では、その範囲は「公共空間における芸術作品の設置」に留まらず、開発事業全体への芸術家の参画、実施段階への市民参加、作品管理などのプロセスが重視され、都市づくり全般に及んでいる
- ただし、米国と我が国では、芸術の社会的な位置づけ、芸術を取り巻く社会情勢や都市問題、そして、芸術の衰退に対する危機感や意識などが異なっていることを認識しておく必要がある。
- 特に、芸術文化の効果だけを過信して、明確な理念もないまま、むやみに文化施設を建設したり、芸術作品を設置するといった安易な発想は避けなければならない。
- 今後21世紀に向けて、芸術を活かした都市づくりを推進していくには、そのゴールや目標を明確にすること、経済的効果を最終的な目的としないこと、都市づくりや芸術文化の育成には長期的な視点を要すること、芸術の持つクリエイティビティと柔軟性を導入すること、そして、プロジェクトを実現するプロセスを重視することなどを留意する必要があろう。

芸術は21世紀の都市を構成する重要要素

高度成長期以降のわが国の都市づくりのトレンドを概観してみると、21世紀の都市づくりにおいては、これまで重視されてきた産業基盤の整備や生活環境の改善、オフィス等の業務機能の充実などに加え、“芸術文化”が重要な要素となることが予想される（図1）。

実際、近年の大規模な都市開発事業においては、劇場やコンサートホール、美術館等の文化施設が設置されるケースが増加しており、地方自治体や政府においても、文化政策がこれまで以上に重要な位置を占めるようになっている。

しかしながら、我が国では、これら芸術文化施設や文化施策、文化事業等が、都市の活性化に対してどのように寄与しているのか、あるいは、芸術的要素を取り入れる都市づくりの具体的な手法などについては、必ずしも十分な研究が行われているとは言えない。

それに対し、米国では、芸術文化が地域コミュニティや社会問題と密接に結び付き、芸術を媒介にした都市開発や地域活性化策に関する先進的な取り組みが見られる。また最近になって、芸術をひとつの“産業”として捉え、大都市圏あるいは国全体の経済に対して、芸術がどのような効果をもたらしているのかをまとめた興味深い調査結果

も発表されている。

そこで、本レポートでは、まず、芸術文化に関連した地域活性化策や都市開発事業の最近の動向を整理し、芸術文化が都市の活性化に対してどのような役割を果たしうるのかを概観した上で、

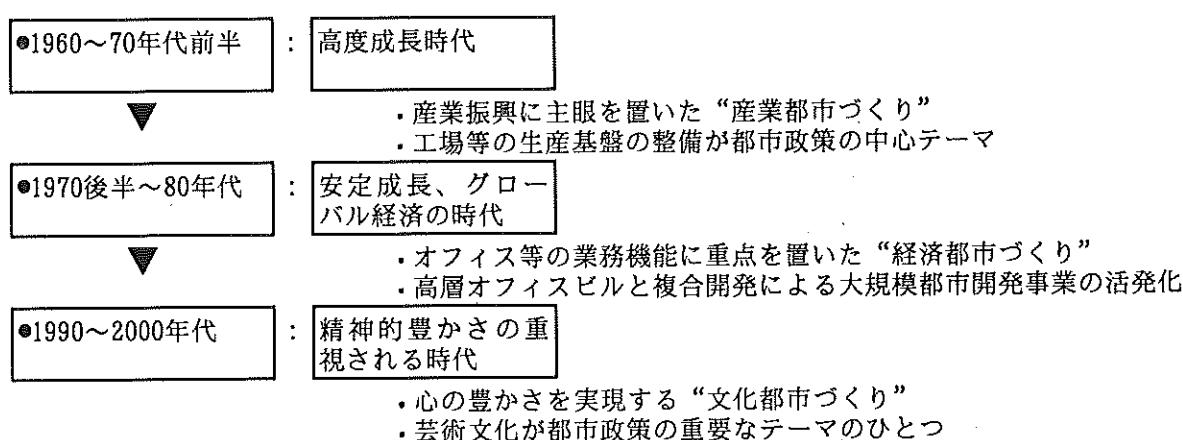
- ①都市に対する芸術の経済的な波及効果
- ②パブリック・アート^{*1}を導入した都市づくりの二つに焦点を当て、米国における最新の研究成果や先進事例を紹介しながら、芸術文化を活かした21世紀の豊かな都市づくりのあり方を考えたい。

I 都市と芸術文化の関連性

I-1 芸術文化の構成要素と都市づくり

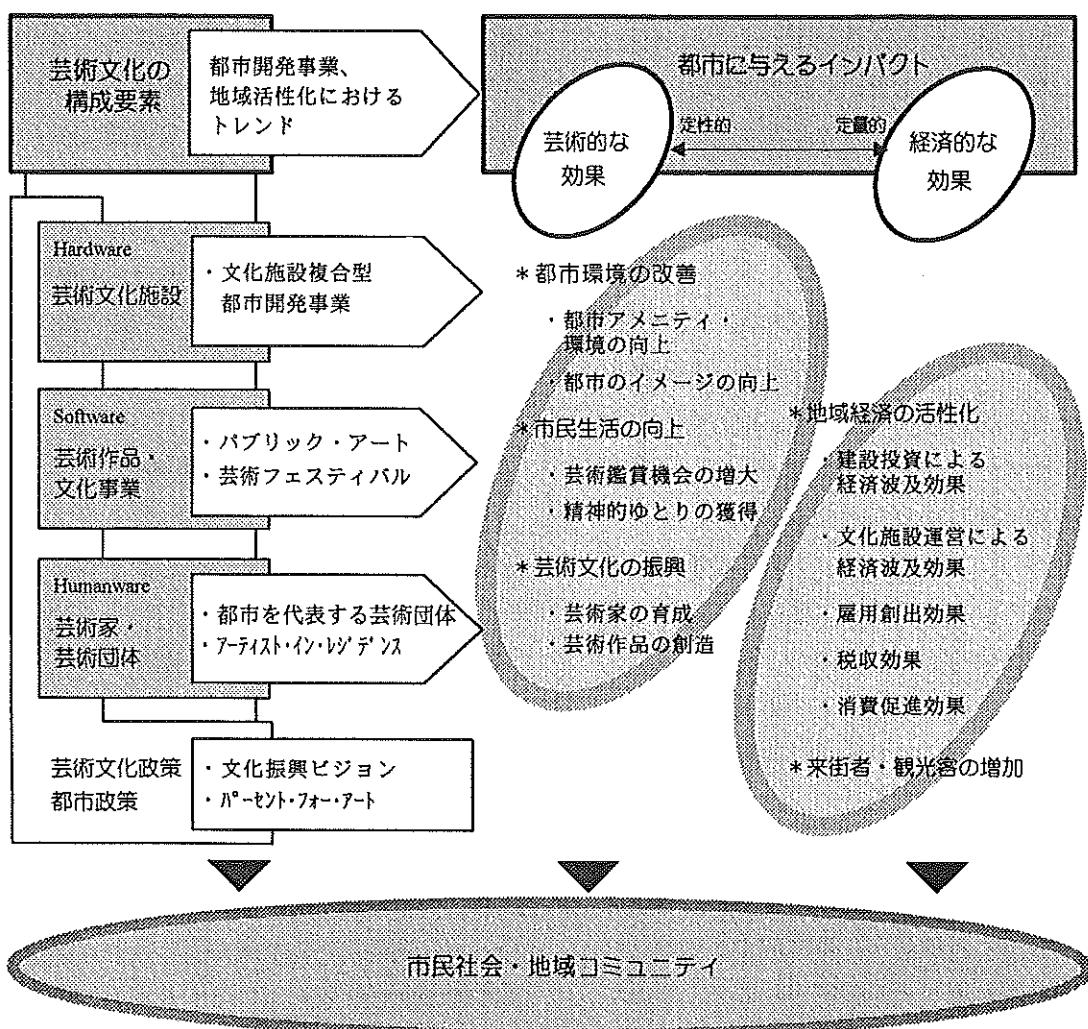
芸術文化と都市の関連性を整理するため、ここでは芸術文化を、「芸術文化施設(Hardware)」、「芸術作品・文化事業(Software)」、「芸術団体・芸術家(Humanware)」の三つの構成要素に分け、さらにこれらを統括するものとして、「芸術文化政策、都市政策」を位置づける。このフレームに沿って、芸術文化の要素を取り入れた都市開発事業や地域活性化策におけるトレンド、さらにこれらが都市社会に与えるインパクトを概念的に整理したのが図2である。

図-1 1960年代以降の都市づくりの重要要素



*1 公共空間に設置された芸術作品のことであるが、詳しくは後述。

図-2 芸術文化と都市の関連性—都市開発、地域開発における新たな動きと都市へのインパクト



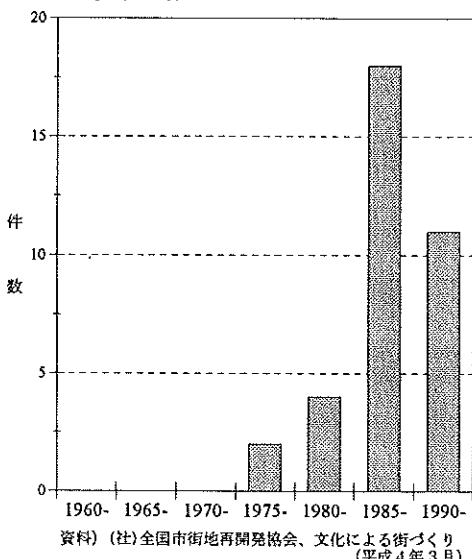
以下、この図に沿って最近の傾向と特色のある事例を拾い出してみよう。

(1)芸術文化施設

まず、文化施設と都市開発事業の関連性に関する新しい動きとしては、文化施設の複合された大規模都市開発事業の増加があげられる。1992年に行われた調査では、法定再開発事業における35地区の概要が報告されており、竣工年をみると、1980年代の後半になって、こうした開発事例が急増していることがわかる(図3)。

また、首都圏の最近の都市開発事業の中から、文化施設の複合された主要なものを抽出してみる

図-3 劇場・ホールの設置された都市再開発事業の推移



と、その数の多さに驚かされる（表1）。ここに取り上げた事例以外に、小規模なものや単独のビル開発の中に文化施設を設置しているものまで含めると、その数はさらに増加する^{**}。具体的な文化施設が設置されていなくても、最近の大型都市開発事業では、開発コンセプトの中に何等かの形で文化的な要素が取り入れられいる例が多い。

(2) 芸術作品・文化事業

次に、芸術作品や文化事業など芸術文化そのものと、都市開発や地域活性化が結びついた動きとしては、「パブリック・アート」と「芸術フェスティバル」があげられる。

パブリック・アートは、もともと公共空間に設置された芸術作品のことであるが、最近では、都市景観に与えるインパクトが大きいことから、都

表-1 文化施設の複合された首都圏の最近の主要な都市開発事業

開発名称	文化施設の概要(予定含む)	所在地 完成年	備考 (文化施設以外の主要施設)
赤坂六本木地区再開発 (アークヒルズ)	・サントリーホール(大ホール: 2006席、小ホール: 368席)	港区 1986年	オフィス、ホテル、住宅
大崎駅東口第一地区再開発 (大崎ニューシティ)	・O美術館	品川区 1987年	オフィス、商業施設
新宿西戸山開発	・パナソニックグローブ座 (シェイクスピア劇場: 約700席)	新宿区 1988年	超高層住宅、店舗
大宮ソニックスシティ	・ソニックスシティ(大ホール: 2,505席、小ホール: 496席)	大宮市 1988年	オフィス、ホテル、国際会議場、展示場
大井町駅東口第一地区再開発	・きゅりあん (品川区立総合区民会館、大ホール: 1,074席、小ホール: 282席)	品川区 1989年	商業施設、オフィス、スポーツ施設
川口駅西口再開発 (リブレ)	・川口総合文化センター／リリア(メインホール: 2002席、音楽ホール: 600席)	川口市 1990年	高層住宅
成増駅北口地区再開発 (アクト)	・A C T H A L L (成増区民センター、多目的ホール: 470席)	板橋区 1991年	住宅、店舗
天王洲アイル (シーフォートスクエア)	・アートスフィア(馬蹄形劇場: 746席)	品川区 1992年	オフィスビル、ホテル、住宅、スポーツ施設、商業施設
汐入駅周辺地区再開発	・よこすか芸術劇場 (オペラハウス仕様: 1,800席、ヨコハマ・パフォーマンスホール: 500席)	横須賀市 1993年	ホテル、ショッピングセンター、産業振興センター
恵比須地区再開発 (サッポロビール再開発、恵比須ガーデンプレイス)	・東京都写真美術館、多目的ホール	目黒区 1994年	オフィス、ホテル、住宅
初台淀橋街区整備事業 (東京オペラシティ)	・第二国立劇場(仮称、大劇場: 1,800席、中劇場: 1,000席、小劇場: 450席) ・民間街区(コンサートホール: 1,600席、アートミュージアム)	新宿区、 渋谷区 1996年	オフィス、商業施設
錦糸町駅北口地区再開発	・墨田区文化会館(コンサートホール: 約2000席、小ホール: 250席)	墨田区 1996年	オフィス、商業施設、住宅、ホテル
蒲田駅周辺地区再開発	・区民ホール(1,500席)	大田区 1996年	オフィス、産業プラザ
三軒茶屋太子堂4丁目地区再開発	・文化・生活情報センター(仮称、パブリックシアター: 約600席、小ホール: 約200席、生活工房等)	世田谷区 1996年	オフィス、商業施設
新宿駅南口貨物ヤード跡地再開発	・美術館、音楽ホール	渋谷区 1997年	商業施設
みなとみらい21 24街区開発	・コンサートホール等 (大ホール: 2000席、小ホール: 440席)	横浜市 1997年	オフィス、ホテル

注)・複合都市開発事業のうち、劇場・ホール系の施設が設置されたものを中心に各種資料より抽出

・完成年は文化施設に基づく(予定を含む)

*²その背景には文化施設そのものの急増がある。全国公立文化施設協議会の資料では、1980年代の半ばから毎年50~60館(ほぼ毎週1館)の割合で公共ホールは増加し続けており、1993年5月現在でその数は約1,600館にのぼる。

表－2 最近の主要なパブリック・アート・プロジェクト事例

施設／開発名称	主な施設機能	完成年	点数	事業主
東京芸術劇場	複合文化施設	1990年	40点	(財)東京都教育振興財団
アーバンネット大手町ビル	オフィス	1990年	3点	N T T都市開発(株)
ワールド・ビジネス・ガーデン (幕張周辺)	オフィス	1991年～ (継続中)	約10点	千葉県企業庁
横浜ビジネスパーク	オフィス	1991年	48点	野村不動産(株)
東京新都庁舎	都庁舎	1991年	38点	東京都
愛知芸術文化センター	複合文化施設	1992年	6点	愛知県
鎌倉芸術館	複合文化施設	1993年	6点	鎌倉市
新梅田シティ／梅田スカイビル	オフィス、店舗	1993年	90点	積水ハウス、東芝、ダイハツディーゼル
ファーレ立川	オフィス、商業施設	1994年(予定)	130点	住宅・都市整備公団
西新宿6丁目再開発	オフィス	1994年(予定)	—	住宅・都市整備公団

資料) 各種資料・ヒアリング等により作成

市空間の中でより積極的な意味合いで使われるようになってきた。例えば、ひとつのコンセプトに基づいて街区全体に芸術作品群を配置したり、特定の空間に合わせた芸術作品の制作を依頼するなど、芸術作品そのものと都市づくりが密接に結び付くようになっている。

欧米のように、都市計画そのものに芸術家が参画する大掛かりな例こそ見られないが、国内でも、幾つかの都市開発事業や大型の文化施設、オフィス等において、パブリック・アート・プロジェクトが導入されている(表2)。

一方、芸術フェスティバルは、文化事業が地域活性化と密接に結びついた例である。従来から、地域振興のために文化イベントを実施する例は数多く見られるが、ある一定の期間、特定の場所で演劇やダンスの公演、コンサートなどを集中的に開催する芸術フェスティバルは、国内でも最近急速に増加している。

芸術フェスティバルは、その開催地によって、リゾート都市型のものと大都市型のものに二分される。欧米で夏期に開催されるものは、リゾート都市型のものが中心で、芸術的なイベントとしてだけではなく、地域経済の活性化にとってもなくてはならない存在となっている。

例えば、1930～40年代に競馬、カジノ等のギャ

ンブルで栄えた米国のサラトガ・スプリングス(ニューヨーク州)では、1950年代の法律改正によって非合法の賭博場が閉鎖され、衰退する地域経済を立て直すために芸術フェスティバルの開催が計画された。市民グループによって構想がまとめられ、当時のニューヨーク州知事のロックフェラー氏の寄付によって施設建設が実現した。その後ニューヨーク・シティ・バレエやニューヨーク・シティ・オペラ等の誘致にも成功して、現在では全米を代表するフェスティバルに成長している。

また、人口3万人弱のカナダの田舎町で開催されるストラットフォード・フェスティバルは、蒸気機関車工場の閉鎖とともに衰退しつつあった町の経済を救うために、シェイクスピアの演劇祭が開催されるようになった例である。約40年を経た現在では、毎年春から秋にかけて7ヵ月間に500回を超える演劇やミュージカルが開催され、北米を中心に50万人もの観客を集めている。フェスティバル開催に伴う商品やサービス等の売上による経済波及効果は、地域内で1億カナダドル(約75億円)、フェスティバルによって500人の雇用が創出されたと報告されている。

(3)芸術団体・芸術家

三番目の要素である芸術団体あるいは芸術家と

地域や都市の結びつきとしては、まず、各都市、各地域を活動拠点とする芸術団体の存在があげられる。各都市の名前を冠したオーケストラ、オペラ、バレエ、劇団などは、芸術的な面から各都市を代表し、国際的にもその都市をアピールする存在となっている。都市が、固有のオーケストラや劇団を有していることは、市民にとっても大きな誇りであり、都市の文化的イメージやステータスを形成する重要な要素のひとつであろう。

ベルリン・フィル、ウィーン・フィルなど世界的なビッグ・ネームに限らず、欧米では、各都市に活動の本拠を置き、その都市の文化的象徴となるようなオーケストラや劇団が存在している。しかも、コンサートや演劇公演を行うだけではなく、芸術の教育普及活動やワークショップなど地域住民と密接に結びついた活動を展開している。我が国でも、最近になって特定の劇場やコンサートホールを活動拠点とするオーケストラや劇団が誕生しつつあるが、まだ都市を代表するような存在とは成り得ていないのが実情だろう。

音楽やパフォーミング・アーツ系の芸術団体ではなく、個人のアーティスト（美術家）と地域が結びついた例として最近注目されているのがアーティスト・イン・レジデンスである。これは欧米で1970年代から始まった事業で、芸術家が一定の期間、特定の場所に滞在して、地域の住民と交流しながら、作品を制作・発表したりするものである。自治体などアーティストを迎える側は、アトリエや住居を提供し、アーティストは他のアーティストや地域住民と交流しながら作品を制作する。これは、出来上がった作品を保存・展示する美術館とは異なり、作品そのものよりも、それを創造・制作する過程、そして芸術家自身に焦点を当てた、新しい形の芸術プログラムといえる。欧米諸国では、地方自治体や公的機関、民間非営利機関など

によって、多様な形態のアーティスト・イン・レジデンス事業が行われているが、国内では、まだ本格的な事業として展開されている例は少ない。

このアーティスト・イン・レジデンス事業が地域経済を蘇らせた例も報告されている^{*3}。ニューヨーク市北方のピークスキル市が実施した「アーティスト・スペース・プロジェクト」で、さびれる一方の街を活性化させるために、市が十数人のアーティストを誘致したというものである。それ以来、街には新しい店が続々とオープン、レストランの収益も倍増、それまで販売不振が続いていた住宅まで売れるようになったという。

(4)芸術文化政策、都市政策

実際には、これらの三つの構成要素が、個別に存在するのではなく、互いに結びつきながら全体として都市の活性化に寄与していく。例えば、芸術家や芸術団体がある都市を活動の拠点とすることで、その都市の文化事業は活発なものとなり、その結果さらに芸術家や芸術団体が集まり、やがては文化施設の集積が図られて行くといった具合に、これら三つの要素を切り離すことはできない。むしろ個別の要素だけでは大きな効果は望めないだろう。

そして、この三つの構成要素全体と都市の関係づくりを推進する上で重要な役割を果たすのが、政策や制度面の整備である。国内でも各自治体は文化振興ビジョン等を策定し、文化政策を積極的に取り上げているが、海外の例としては、ロサンゼルス市が1990年にまとめた「文化基本計画」が興味深い^{*4}。これは単に芸術文化の振興を掲げたものではなく、芸術活動を媒介として都市の抱える様々な社会問題を解決していくこうというもので、市民と芸術関係者がディスカッションしながら計画を作りあげたプロセスもユニークである。

*³ 塩谷陽子／アートが変えた街／A E R A '94・5.23号／朝日新聞社

*⁴ ロサンゼルス文化基本計画については「(財)東京都文化振興会／海外などにおける文化振興策に関する実態調査報告書／平成5年2月」に詳しい。

また、我が国でも神奈川県などいくつかの自治体で導入されている“パーセント・フォー・アート”というシステムも都市開発に芸術を取り入れる制度のひとつである。後述するように、米国では多くの自治体でこのシステムが取り入れられている。もともとは、施設建設費の一定割合を美術作品の購入費に充てるというものであったが、最近では柔軟な運用が行われ、様々な形で都市における芸術関連の開発に導入されるようになっている。

I－2 芸術が都市に与えるインパクト

ここまで見てきた例からも、芸術は様々な形で都市開発や地域振興と結びつきながら、多様な効果をもたらしていることがわかる。これらの効果を厳密に定義・分析することは困難であるが、文化施設や文化事業、芸術団体それぞれが固有に持つ「芸術的な効果」と、それによって派生的にもたらされる「経済的な効果」の二つに大別できる(図2参照)。このうち、後者については産業連関分析の手法を用いて貨幣価値に置き換え、ある程度定量的に測定・分析することが可能であるが、前者は、極めて定性的なもので、効果の大きさを把握することは難しい。

例えば、芸術作品の設置が、都市環境の改善やアメニティの向上に結び付いたり、文化施設の開設によって、市民の芸術鑑賞の機会が増加し、精神的な充足感を得られることなどは、芸術的な効果と言える。また、都市の中で新しい芸術作品が創造されたり、芸術家が育成されること、あるいはそれらを通して都市のイメージアップが図られることなども、広い意味では、都市に対する芸術的な効果に含めることができよう。

それに対し、経済的な効果としては、まず文化

施設の建設・運営や文化事業の実施による経済波及効果があげられる。また、それにともない、新しい雇用が創出され新たな税収が期待されるなど、地域経済全体が活性化されるしくみはいわゆる公共事業の経済波及効果と同様のものである。

しかしながら、芸術や文化を経済的な観点から捉えようとする試みは、我が国では必ずしも一般的なものとはなっていない。むしろ芸術と経済は、相容れないものとして理解されているのが現状であろう^{**}。そこで次項では、まず、芸術文化が都市にもたらす経済的な効果に焦点を当て、最近米国で発表されたいくつかの研究レポートから興味深い調査結果を紹介する。

また、芸術的な効果については、先に取り上げた事例のうち、単に都市空間に作品を設置するだけではなく、地域コミュニティや市民と密接に結びついて、都市づくりそのものと深く関わりを持ち始めた米国のパブリック・アートの取り組みについて、制度的な面も含めて報告しよう。

II 米国にみる都市と芸術文化の関係

II－1 芸術が都市に与える経済的インパクト

最近米国で、芸術の経済的効果に関する興味深いレポートが発表された。ひとつは全米の非営利の芸術機関が地域経済にもたらす効果を推計したもの^{*6}、もうひとつはニューヨーク・ニュージャージー大都市圏における芸術関連産業の経済的な波及効果に関する調査レポート^{*7}である。

(1)芸術はすなわちビジネスである—The Arts Mean Business

まず、全米を対象にした調査結果から見てみよう。

*⁵我が国でも1992年に「文化経済学会」が設立され、ようやくこの分野の本格的な研究が始まっている。

*⁶National Assembly of Local Arts Agencies(NALAA), "ARTS IN THE LOCAL ECONOMY", 1994

*⁷The Port Authority of NY & NJ, "The Arts as an Industry: Their Economic Importance to the New York-New Jersey Metropolitan Region, 1993

これは、NALAA^{*8}が1990年から3年間にわたって、全米の33地域の789件の非営利の芸術機関^{*9}を対象として行ったサンプル調査の結果から、各地域・都市の人口規模を指標に全国値の推計を行ったものである。

その調査結果によれば、全米の非営利の芸術機関の総支出は、約370億ドル（3兆7,000億円、1US\$=¥100、以下同じ）で、それに伴い、130万人のフルタイムの雇用（うち芸術機関での雇用は91万人）が創出され、約250億ドル（2兆5,000億円）の個人所得がもたらされている。ちなみに、この芸術部門の雇用者数91万人は、全米の労働力の0.94%にあたり、建設業の0.98%、法律関係の0.84%などと比較して、非営利の芸術機関がいかに大きな雇用市場となっているかがわかる。また、

表-3 米国における非営利の芸術機関のもたらす経済的効果

総支出額	36,800 百万ドル
フルタイム雇用(全産業)	1,300,000 人
うち芸術機関での雇用	908,800 人*
個人所得	25,200 百万ドル
地方自治体の歳入	790 百万ドル
州政府の歳入	1,200 百万ドル
連邦政府の税収	3,400 百万ドル

注) *米国全体の労働人口の0.94%

資料) National Assembly of Local Arts Agencies (NALAA), "Arts in the Local Economy", 1994

地方自治体、州政府、連邦政府を合わせた歳入(税収)は54億ドルにのぼっている(表3)。

これらの経済効果を人口規模別に整理したのが表4であるが、この調査では、10万ドルの支出当

表-4 人口規模別にみた地域ごとの経済波及効果／下段は地域内の消費額10万ドル当りの値

人口規模	雇用 (相当) (人)	個人所得 (US\$)	地方自治体 歳入 (US\$)	州政府歳入 (US\$)	総支出額 (US\$)	地域内 総支出額 (US\$)
100,000人 未満	46	805,700	22,872	37,039	1,299,188	1,015,123
	4.55	82,142	2,293	3,618	—	—
調査対象都市 ;都市・地域数	Ketchikan/Southeast Alaska (Alaska), Miles City, Missoula (Montana), Aberdeen (South Dakota), Logan/Cache County (Utah), Rutland County (Vermont) ;6					
100,000～ 499,999 人	1,773	42,935,631	1,483,073	2,154,749	53,007,345	44,772,949
	4.05	88,972	3,133	4,440	—	—
調査対象都市 ;都市・地域数	Eureka/Humboldt County, Oakland (California), Ann Arbor, Flint (Michigan), St.Paul(Minnesota), Reno (Nevada), Pittsburg (Pennsylvania), Salt Lake City (Utah), Burlington (Vermont), Tocoma (Washington) ;10					
500,000～ 999,999 人	3,673	103,523,823	4,019,431	5,325,304	118,805,022	102,803,258
	3.67	63,204	3,675	4,812	—	—
調査対象都市 ;都市・地域数	Phenix (Arizona), San Francisco, San Jose (California), Honolulu (Hawaii), New Orleans (Louisiana), Boston (Massachusetts), Rochester/Monroe County (New York), Portland (Oregon) ;8					
1,000,000人 以上	3,478	86,273,760	3,808,344	4,622,944	110,829,535	91,038,119
	3.87	95,010	4,135	5,038	—	—
調査対象都市 ;都市・地域数	San Diego, Santa Clara County (California), Ft.Lauderdale/Broward County, Miami/Dade County(Florida), Atlanta/Fulton County(Georgia), St.Louis(Missouri), Columbus(Ohio), Philadelphia(Pennsylvania), Houston(Texas);9					
33地域・都市 の平均値	2,385	61,783,180	2,466,621	3,211,474	75,326,502	63,502,708
	4.00	90,780	3,385	4,544	—	—

注) 1990年、91年、92年の平均値

資料) National Assembly of Local Arts Agencies (NALAA), "Arts in the Local Economy", 1994

*⁸ National Assembly of Local Arts Agencies : 全米各地の3,800の芸術関連機関(Arts Agencies)を代表する機関で、芸術文化に関する啓蒙、教育普及プログラム、ニュースレターの発行、調査等を行っている非営利団体。

*⁹ 米国の場合、劇場、コンサートホール、美術館等の文化施設、及びオーケストラ、劇団、ダンスカンパニー等の芸術団体は、商業劇場など一部のものを除いて、全て民間の非営利機関となっている(表5参照)。

りの経済効果を産出することによって、非営利の芸術機関が、各々の活動によってどれぐらいの経済波及効果をもたらしているかを把握できるよう配慮されている。

なお、この調査には、個人の芸術家や観客の消費に伴う効果、あるいは、プロードウェイの商業劇場や映画のような営利を目的とした芸術機関は含まれていない。ちなみに1991年の米国労働省の統計によれば、米国では150万人以上の人々がアーティストとして働いており、今回の調査対象はその一部にしか過ぎない^{*10}。また、1992年に行われた別の調査^{*11}によれば、全米で広義の芸術産業に従事する人々の数は約320万人（総労働力の2.7%）、生産高は145億ドル（米国のGNPの約6%）とされている。

(2) ニューヨーク・ニュージャージー大都市圏における芸術産業の経済効果

次に、ニューヨーク・ニュージャージーの大都市圏（以下、NY-NJ大都市圏）を対象に行われた調査結果^{*7}から、大都市圏における芸術の経済的効果について見てみよう。

これは、芸術を産業としてとらえ、その経済的な重要性を導き出そうとしたもので、1982年にもほぼ同様の内容で調査が行われている。調査の対象は表5に示したとおりで、先の調査と異なり、非営利の芸術機関以外にも、画廊やオークションハウス、プロードウェイ等の商業劇場、映画・テレビなど、営利を目的とした芸術機関も含まれている。また、芸術を目的にした来街者や観光客による経済波及効果も調査対象となっている（ただし、前述の調査と同様個人の芸術家は調査対象と

表－5 調査対象となった芸術産業

カテゴリー	具体的な芸術機関の内容	備考
非営利の芸術機関 The Nonprofit Arts and Cultural Institutions	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽、オペラ、演劇、ダンス等のパフォーミングアーツ団体 ・美術館、博物館 ・動物園、植物園 ・オルタナティブ・アート・スペース ・公共テレビ放送 ・映画・ビデオ制作団体(非営利) ・研究図書館、文学雑誌 ・芸術関連のサービス機関 ・民族芸術、地域芸術の団体 	<p>1,366件</p> <p>リンカーンセンターやカーネギーホール、メトロポリタン美術館、ニューヨーク近代美術館などニューヨークの代表的な文化施設も含まれる</p>
画廊・オークションハウス The Commercial Art Galleries and Auction Houses	<ul style="list-style-type: none"> ・マンハッタン及びその他の地域に立地する画廊 ・ザザビーズ、クリスティーズなどのオークションハウス 	497件（画廊のみ）
商業劇場 The Commercial Theater, including commercial enterprises on Broadway, the Road, and Off Broadway	<ul style="list-style-type: none"> ・プロードウェイの商業劇場 ・オフ・プロードウェイの商業劇場 ・巡回公演(ミュージカル、演劇) 	
映画・テレビ Motion Picture, Video and Television production	<ul style="list-style-type: none"> ・主要な映画作品の制作会社 ・テレビ番組の制作会社 ・コマーシャル・フィルムの制作会社 ・産業映画の制作会社 ・ポスト・プロダクション産業(編集、音声、タイトル、コンピューター・グラフィックス etc.) 	

資料) The Port Authority of NY & NJ, "The Arts as an Industry: Their Economic Importance to the New York-New Jersey Metropolitan Region", October 1993

*¹⁰ 我が国の芸術家の人口は、約21万人（音楽家、俳優・舞踊家・演芸家、彫刻家・画家・工芸美術家の計、1990年国勢調査）。ただし、米国の150万人という値がどの範囲の芸術家を含むか明確ではないため、直接的な比較は適当ではない可能性がある。

*¹¹ National Endowment for the Arts, "The American Arts Industry", 1992

表-6 ニューヨーク・ニュージャージー大都市圏における芸術産業の経済波及効果

カテゴリー	総合経済効果			総雇用効果		総賃金	
	金額 (百万\$)	割合 (%)	1982年からの 伸び率(%)	人数 (人)	割合 (%)	金額 (百万\$)	割合 (%)
非営利の芸術機関	2,720	27.7	+ 31.9	33,570	31.2	938	27.0
画廊・オークションハウス *1	841	8.5	+ 48.3	6,700	6.2	245	7.1
商業劇場	904	9.2	- 11.6	7,280	6.8	396	11.4
映画・テレビ	3,044	31.0	+ 5.1	29,850	27.8	1,188	34.3
芸術目的の来訪者	2,320	23.6	+ 13.3	30,140	28.0	700	20.2
合計	*2 9,829	100.0	+ 14.4	107,540	100.0	3,467	100.0
このうち直接部分(割合)	4,935 (50.2)			41,190 (38.3)		1,600 (46.1)	

注) *1: 画廊・オークションハウスの経済効果には、売買された美術作品の価格は含まれていない。

*2: このうちニューヨーク市内における経済効果は約9,200百万ドルで全体の90%以上に達している。

資料) 表5と同じ

なっていない)。

まず、芸術産業の総合的な経済波及効果としては、以下のような結果が報告されている(表6)。

- 1992年のNY-NJ大都市圏における芸術産業の経済波及効果は98億ドル(9,800億円)で(このうちニューヨーク市内の経済効果は92億ドル)、この10年間で14%増*12となっている
- 1992年には、35億ドル近い賃金や給与、印税収入が、この大都市圏の芸術によって産み出されている(10年前と比較して10%増)
- 直接、間接を合わせた雇用は10万7,000件で、景気後退による雇用削減の影響を受け、1982年より8.5%の減少となった
- 消費税と所得税を合算した税収額は、約3.3億

ドル

• この10年間の施設・設備への投資額は飛躍的に増大し、非営利の芸術団体、画廊とオークションハウス、商業劇場の三部門の合計で約15億ドルに達している

また、これら芸術産業による効果の大きい産業は、表7に示したとおり。これによれば、消費支出の面では、ビジネスサービス、不動産、銀行・保険、卸小売などで、雇用面では、卸小売、ビジネスサービス、不動産、健康産業などで、それぞれ大きな効果が表れている。

次に調査対象となった五部門のうち、この地区的特性を表わしている①非営利の芸術機関、②画廊・オークションハウス、③芸術目的の来街者の

表-7 芸術によって波及効果を受ける産業

産業	支出効果 (百万ドル)	産業	雇用(人)
ビジネス・サービス	570.3	卸し・小売り	5,443
不動産	563.3	ビジネス・サービス	5,268
銀行・保険	444.3	不動産	5,236
卸し・小売り	322.0	健康産業	2,967
健康産業	203.9	飲食業	1,762
交通	169.6	交通	1,757
公益事業	161.3	銀行・保険	1,480
通信・報道	116.8	ホテル	1,219
ホテル	83.5	通信・報道	747

資料) 表5と同じ

*12 物価上昇率による補正済みの値(1982年からの増加率、減少率については以下同様)

三部門についてもう少し詳しく見てみよう。

①非営利の芸術機関

NY-NJ大都市圏は、国内的にも、国際的にも非営利の芸術機関が最も数多く集積している地区である。この調査で取り上げられた1,366の機関の中には、世界的に最も著名な美術館やオーケストラ、オペラカンパニー、あるいは何百ものダンスカンパニー、劇団、音楽団体等に加え、数えきれないほどの小さな芸術機関や実験的なグループも含まれており、この地域の文化的な生活を非常に豊かなものにしている。そして、それは文化的な面だけではなく、以下に述べるように経済的にも大きな影響力を持ったものとなっている。

- 1992年の非営利の芸術機関の直接支出額は13億ドル（対1982年比38%増）で、その結果27億ドル（同32%増）の経済波及効果が生じている
- この成長のほとんどは、総予算150万ドル以上の大型機関によるもので、小規模な機関は規模が縮小し、数も次第に減少している
- 直接雇用者数は2万6,800人で、このうち1万2,300人がフルタイム、1万4,500人がパートタイム
- 10年前と比較してフルタイムが4%増にとどまったのに対し、パートタイム（ほとんどが小規模の非営利機関での採用）は42%も増加した
- 事業収入は、この10年間で98%増と飛躍的に伸びている
- 寄付等の収入は18%の伸び、個人寄付が67%増えたのに対して、公的機関の寄付は1990-1991年時点で6%減少し、以後さらに減少している
- 調査対象となった1,366機関の総支出額は、13.3億ドルで、このうち、美術館・博物館（74機関）が約4分の1を占めるとともに、10年前からの伸び率でも61%増と際立った成長を示している
- この10年間の施設・設備投資額は1980年代の半ばから急増して、13億ドルに達しているが、こ

れは主にいくつかの文化施設の大規模な改修や増築によるものである

②画廊・オークションハウス

この10年間で、ニューヨークの画廊やオークションハウスを取り巻く環境は劇的に変化した。1980年代は史上最大のアートブームと言われたのに対し、1990年から92年にかけては過去30年間で最悪の状態と言われている。それでもニューヨークに集積する数多くの画廊やオークション・ハウスは、多大な経済効果を生み出している。

- 約500の画廊とオークション・ハウスの1992年の直接支出額は約4億ドル（対1982年比44%増）で、8億4,000万ドルの経済波及効果（同48%増）をもたらしている（この中には売買された芸術作品の価格は含まれていない）
- フルタイム換算で2,600人が直接雇用され、それを含めて6,700人の雇用が創出されている
- マンハッタンには、このうちの94%の画廊とオークション・ハウスが集中し、特にソーホー、57丁目沿い、アッパー・イースト・サイド地区に集中している
- 画廊の数は、1982年の335件から497件に増加し、そのほとんどがソーホー地区に誕生したもので、同地区的画廊の数は263箇所に倍増した

③芸術目的の来街者

観光客は、ニューヨーク市にとって重要な収入源のひとつであり、周辺の大都市圏の経済にも大きな効果をもたらしている。ニューヨークで開催されるミュージカルや演劇、コンサート、美術展等は、常に国際的な注目を集め、域外からの来訪者にとって、この都市の大きな魅力のひとつとなっている。これら来訪者は文化施設や芸術機関の観客として、芸術産業そのものを発展させるとともに、地域内の他の産業にとってもたいへん重要な存在となっている（表8）。

- 1992年に、芸術鑑賞等を主な目的としてこの地

表-8 芸術目的の来訪に伴う消費の実態

	人数	一人当たりの平均消費額(ドル)	平均滞在日数	総消費額(百万ドル)	主な消費先(百万ドル)
芸術目的の来訪者	2,760,000	397	2.9日	1,096	飲食業 399.6 ホテル 397.5 航空運賃 208.3
芸術目的の滞在延長者	885,000	243	4.1日 (内延長数2.3日)	215	買い物 148.5 タクシー 45.8 遠距離バス/市内バス/地下鉄 20.8 駐車場 9.8 遠距離列車 8.1 ガソリン代、その他 102.7
合計	—	—	—	1,311	

資料) 表5と同じ

域を訪れた人々は延べ276万人、またそれ以外の目的の人で芸術のために滞在期間を延長した人は88万5,000人

- ・彼らの消費支出額は合計で13.1億ドル（対1982年比28%増）で、その結果、23.6億ドルの経済波及効果（同13%増）が生まれている
- ・消費支出の内訳は、レストランとホテルとともに約4億ドル、航空運賃が約2億ドル、ショッピングが1億5,000万ドル、そしてタクシーが4,500万ドル等となっている。
- ・その結果1992年には、3万人の雇用と7億ドルの賃金が創出されている
- ・芸術目的の来訪者の滞在期間は10年前より1日長く、平均で2.9日、1回の滞在当たりの消費金額も2倍の400ドルになっている
- ・海外からの来街者は全体の13%を占め、10年前に比較して72%増加している

(3)文化施設の経済波及効果

こうした芸術文化の経済的効果に着目した都市開発事業も進められている。ニュージャージー州のニューアーク市に建設中の複合文化施設「ニュージャージー・パフォーミング・アーツ・センター(NJPAC)」である。

この文化施設の立地するニューアーク市は、カージャックの発生率全米一、市内失業率も高く、麻

薬中毒者も多いなど、スラム化の進む地域である。この地区を芸術によって立て直そうというのがこの計画で、12エーカーの敷地に2,700席の多目的ホール、500席のスタジオシアター等の複合文化施設（第Ⅰ期）と民間大型商業施設（第Ⅱ期）を建設するというものである。

現在第Ⅰ期の文化施設が建設中で、事業化に先立って、経済波及効果に関するレポート^{*13}が発表されている。

それによると、施設の一部が完成する1997年には、約47万人の観客が、そして施設全体がオープンする2003年には年間65万人近い人々がこの施設を訪れる計画になっている。これは、ホッケーやバスケットボールのメジャーリーグの成功例に匹敵する規模だという。

また、施設の完成後には、観客とアーティストやセンターの活動を合わせて、地域内に毎年新たに1,200万ドル以上の消費支出が発生するとされている。それに伴い、3,500万ドルの経済波及効果、約470名の雇用、そしてニュージャージー州に100万ドル近い税収がもたらされるという計算である。この他にも施設建設に伴う経済波及効果、税収の増加に伴う効果等がレポートされている（表9）。

地域の再開発や都市の環境改善の手段として芸術や文化的な要素が利用される例は、これ以外にも米国内では各地に見られる。リンカーンセンター

*13 The New Jersey Performing Arts Center, "New Jersey Performing Arts Center The Economic Impacts", 1990

表-9 ニュージャージー・パフォーミング・アーツセンター（NJPAC）の概要と経済効果

施設の概要		経済波及効果等	
敷地面積	12エーカー(約5万m ²)	完成時の来訪者数	647,000人
施設内容	文化施設(第Ⅰ期) ・多目的ホール(劇場・コンサートホール、2,700席) ・スタジオシアター(500席) ・劇場広場(約4,000m ²) ・レストラン、リハーサルルーム等	運営に伴う効果 地域内の直接消費支出 経済波及効果 ・経済波及効果 ・雇用創出効果 ・税収効果	1,200万ドル 3,500万ドル 470人 100万ドル
	民間複合商業施設(第Ⅱ期)	建設投資に伴う効果	
工事費	1億5,000万ドル(第Ⅰ期のみ)	・経済波及効果 ・税収効果	10億ドル 4,000万ドル
完成予定	第Ⅰ期：1998年 第Ⅱ期：2001年		

注) 敷地規模の12エーカーはリンカーンセンターとほぼ同規模

資料) New Jersey Performing Arts Center, "The Economic Impact", 1990

周辺も開発当時の1960年代はスラム化した地区であった。また、半ば廃墟寸前だった工場・倉庫地帯のソーホーを現在のように世界的な画廊の集積地に蘇らせたのもアーティストたちである。この他にも、ニューヨークではブルックリンミュージアムや前述のピークスキル、その他の都市では、クリーブランドやピッツバーグ、ダラス、ロサンゼルスなどでも、芸術文化を核にした地域再開発が行われている^{*14}。

II-2 パブリック・アートと都市づくり

都市環境のなかに芸術作品を設置する「パブリック・アート」の考え方とは、美術と都市計画の双方からのアプローチによって発展してきた。

美術の歴史を振り返ってみると、1960年代から1970年代は、米国を中心に規模の大きな作品が制作され、それらがより広い空間を求めて屋外に出た時期にあたる。また、アーティストが美術館やギャラリーという既成の空間以外で作品発表をすることに、新しい可能性を求めた時期でもあった。

一方、都市の再開発が進むなかで、地域に美的要素を付加するだけでなく、他との差異化を図るために芸術作品の設置が試みられるようになったのも1960年代のことである。

(1)米国のパブリック・アート・プログラム

1987年に Arts Extension Service^{*15}と NALAA^{*16}が実施した調査^{*17}によると、米国内で継続中あるいは進行中のパブリック・アート・プログラム(作品が一般市民に公開されているものを対象)は195件にのぼっている。これに、調査実施後のプロジェクトや民間レベルで小規模あるいは短期的に実施されたプロジェクトを加えると、相当数のプログラムが展開されることになる。

プログラムの実施機関は、主として政府・公的機関、民間非営利団体、野外彫刻公園、大学機関、民間企業等に分類されているが、中でも政府・公的機関が果たしてきた役割は大きい。

政府・公的機関の関与については、パブリック・アートに関する制度的な整備とプログラムの財政的支援という方法がある。

*14 文化施設の複合された米国の都市開発事業については、「都市開発と文化施設／H.R.スネドコフ著、伊藤杏里訳／鹿島出版会／1992年」に詳しい。

*15 The Arts Extension Service, Division of Continuing Education, University of Massachusetts at Amherst. / マサチューセッツ大学の芸術家及び芸術団体のための生涯学習機関。

*16 "Going Public: A field guide to developments in art in public places" the Arts Extension Service and Visual Arts Program of the National Endowments for the Arts P.287

①NEA（全米芸術基金）

政府機関としては、全米芸術基金(NEA:National Endowment for the Arts)がある。NEAは1965年に設立された独立政府機関で、舞台芸術、美術館、メディア、デザイン、芸術教育など、あらゆる芸術分野の活動に対して助成を行っている。政府・公的機関、非営利団体等を問わず多様なプロジェクトに財政的支援をすることで、NEAがパブリック・アート分野の発展に果たした功績も無視できない。

パブリック・アートに関する助成は、1967年にグランドラピッド市再開発に際し、彫刻設置(アレクサンダー・カルダーの作品)のために4万5,000ドルの助成金を交付したのが最初である。以来全米各地で実施されるパブリック・アート・プロジェクトに対してマッチング方式^{*17}による助成を実施してきた。現在、パブリック・アートに関する助成はNEAの視覚芸術部門の一部として「美術家公共プロジェクト(Visual Artists Public Projects)」というカテゴリーに位置づけられているが、これは1993年に、前年度までの「公共空間における芸術部門(Art in Public Places)」と「美術家フォーラム(Visual Artist Forum)」が統合されたものである。

このカテゴリーは、視覚芸術部門の中心である個々の作家活動に対する助成とは別に設置されており、ヴィジュアル・アーティストに新たな創造活動・作品発表の機会を提供し、現代美術が一般に啓蒙されることを目的としている。同時に、プロジェクトを通してアーティストと一般市民の交流を促進し、現代美術について対話をする機会を設けることも重視している。

1993年度は、美術団体、美術館、大学、地方自治体、その他の非営利団体からの146件の申請に対して、45件、合計47万5,000ドルの助成金が交

付された。1994年度の助成金は、162件の申請に対して、46件、合計41万6,000ドルの交付を予定している(美術部門全体の交付助成金額は約500万ドルで、うちパブリック・プロジェクトへの助成は約8%)。NEA全体の予算削減の影響もあり、助成総額は減少しているものの、申請件数は前年より10%以上増加している。

同部門の助成対象は、以下の三つに大別される^{*18}。

- a)公共空間に新しく設置されるパブリック・アート・プロジェクト。作品はどのような視覚的メディアによるものでも良いが、設置場所および周辺環境と調和するものでなければならない。企画、実施場所の選定、設計に際しては、アーティストの早期参加が必須条件となる。設計担当者とのコラボレーション(共同制作)、および地域住民の参加を促進する普及活動が奨励される。
- b)仮設の作品設置、アーティスト・イン・レジデンス・プログラム、およびその他の短期的なプロジェクトで、新たな作品創造、地域住民に対する現代美術の鑑賞機会の提供、理解の促進などにつながるもの。
- c)作家招聘プログラム、シンポジウム、講演会・会議の開催などで、現代美術の課題についての議論を促進するもの。作家、キュレーター、美術史家、美術評論家などの幅広い参加が求められる。また、参加者に対して専門家相応の報酬を支払い、プロジェクト実施過程の記録を作成することは不可欠な条件である。

②パーセント・フォー・アーツ

「パーセント・フォー・アーツ」とは、公共事業の実施に際し、建設工事費のある一定の範囲内

*17 申請団体はNEAに対する申請額と同額を他機関から調達する。この方式を採用することで、社会的な有益性が証明され、民間・地方政府の芸術支援を促進するという考え方に基づくもの。

*18 National Endowment for the Arts, Visual Arts Program: Visual Artists Public Projects 1995年度申請ガイドより抜粋

で芸術作品を設置するという考え方である。米国でこの概念が制度的に導入されたのは、1959年にフィラデルフィア市再開発局で制定されたパーセント・フォー・アーツ条例が最初である^{*19}。続いでロサンゼルス市再開発局でも1960年代にこの概念が導入されているが、政策的・制度的な確立に至ったのは1985年のことである。また、カリフォルニア州サクラメント市住宅再開発局でも1979年にこの条例を制定しているが、割合を建設費の2%としており、現在全米で展開されているものの中でも最も高くなっている。

前述の調査を見ても、政府機関によって実施されたプログラム135件のうち99件（73%）は各州あるいは郡市町村レベルで制定されている「パーセント・フォー・アーツ条例」に基づくもので、通常の予算費目からの拠出（13%）、民間開発業者に対するパブリック・アート設置の義務づけあるいは奨励の結果（9%）、官民の助成金・宿泊税・プロジェクト毎の助成金による実施（5%）と比較しても極めて重要な位置にあることがわかる（表10）。

表-10 パブリック・アート・プログラムの財政的基盤

政府・公的機関によるプロジェクト	135件
パーセント・フォー・アーツ条例によるもの（99件）	73%
公共空間における芸術作品設置費（予算費目内）で対応したもの	13%
民間デベロッパーに対する作品設置の義務づけ	9%
官民の助成金、宿泊税、プロジェクト毎の助成金	5%

資料) "Going Public: A field guide to developments in art in public places"より作成

この99件のパーセント・フォー・アーツ条例のうち、1960年代までに整備されたものは11件にすぎず、1970年代が35件、1980年代が53件と、法的・制度的にはここ20年間に急速に広まったものであると言える。

また、パーセント・フォー・アーツ条例では、一定割合を芸術に対して充当することを義務づけ

ている場合と任意としている場合があり、その状況は以下の表のとおりである。

表-11 パーセント・フォー・アーツ条例の規定状況

パーセント・フォー・アーツ条例	99件
公共事業に際して一定の割合を義務づける	79件
公共事業を推進中の特定団体に対する任意の活動として位置づける	20件

資料) "Going Public: A field guide to developments in art in public places"より作成

さらに、パーセント・フォー・アーツ条例を制定している政府・公的機関の内訳は次のようになっている。

表-12 パーセント・フォー・アーツ条例の制定機関

パーセント・フォー・アーツ条例	99件
市町村、郡レベル	74件
州レベル	24件
連邦政府レベル	1件
General Service Administration / Arts in Architecture Program	

資料) "Going Public: A field guide to developments in art in public places"より作成

米国におけるパブリック・アート・プログラムの中では、シアトル市、ボストン市のアーツ・オン・ザ・ライン、ニューヨーク市のバッティーラー・パーク・シティなどが代表的な例としてあげられるが、これらはいずれもパーセント・フォー・アーツ条例の適用を受けて実施されている。

わが国でいわゆる「彫刻のあるまちづくり事業」が始まったのは1970年代初めであるが、都市空間に彫刻を設置する事業自体は1960年代から既に宇都宮市や神戸市で実施されている。ただし、法的・制度的な整備には及んでいない。パーセント・システムの概念としては1978年に導入された神奈川県の「文化のための1%システム」があるが、その後に続く自治体は少ない。

*19 "Going Public: A field guide to developments in art in public places" (前出) p.39

政府・公的機関による制度的な整備や財政支援に対し、民間の非営利芸術団体が実施している活動にも注目すべきものがある。

③パブリック・アート・ファンド, Inc.

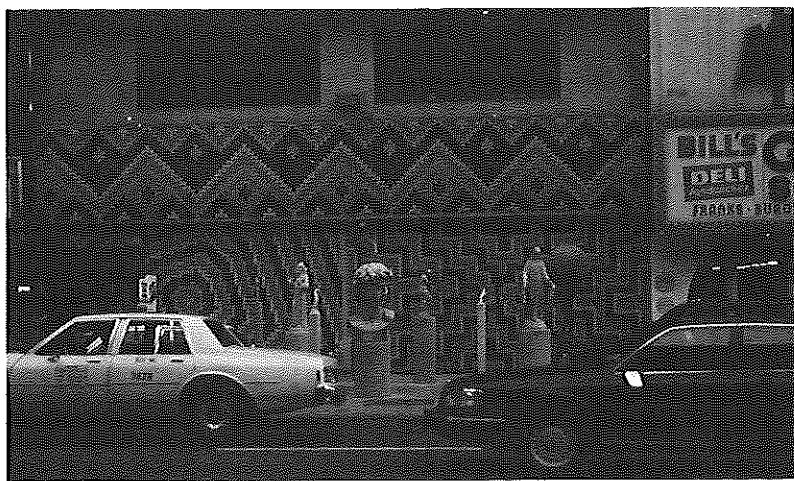
パブリック・アート・ファンド（1977年設立）は、ニューヨーク市を中心に活動する非営利団体で、6ヶ月から1年間の仮設を原則とした芸術作品の設置を展開してきた。

パブリック・アート・ファンドの活動は、タイムズ・スクエアの電光掲示板に複数のアーティストによるメッセージを流すプロジェクトや、パーク・アベニューにおける一時的な彫刻展示、最近ではニューヨーク市内の都市庭園の企画、実施、管理等のプロセスにアーティスト、地域住民、行政担当者が参加するというプロジェクト（urban paradise:gardens in the city）など、多岐にわたる。過去17年間の活動は、パブリック・アートが公共空間や都市生活の質的向上につながるという信念に基づいて行われてきた。また、市民に同時代のアーティストの作品を鑑賞する機会を提供とともに、アーティストに、美術館やギャラリーといった従来の展示空間の外での創造活動の機会を与えるという、パブリック・アート本来の意義を常に問い続け、「パブリック・アート」の枠を広

めることに寄与してきた点で高く評価される。

④42nd Street Art Project

同じくニューヨーク市を中心に活動する非営利芸術団体クリエイティブ・タイム（Creative Time）では、昨年から「42nd Street Art Project」を42丁目開発事業局（ニューヨーク州都市開発公社の補助団体）との共催で実施している。プロジェクトのために選ばれた場所は、閉鎖された成人映画館、アダルトショップなどが立ち並び、市内でも治安の悪い7番街とブロードウェイに挟まれた42丁目の通りである。そこに国際的に活躍中の25名のアーティスト、建築家、デザイナー等が一時的な作品設置を行うこのプロジェクトは、看板、ショーウィンドウ、歩道などに芸術的な要素を加え非日常的空間を創造する。その結果、通行人を立ち止まらせ、周辺環境の状況を再認識させることで衰退傾向にあるエリアに活気を与え、環境改善につなげることを目指している。「パブリック」との関りを考えた時、タイムズスクエアほど適した場所はない、と主催者は言う^{*20}。ヒスピニック系、アジア系、アフリカン・アメリカンなどあらゆる民族が混在し、様々な社会問題を抱えるニューヨーク市ならではのプロジェクトであると言えよう。



[42nd Street Art Project]

Ned Smyth, "History Lesson" (彫刻), Dick Elliot, "Noise Reducing Apparatus" (壁画)

(2)パブリック・アートの定義拡大と制度的対応

公共空間に芸術作品を設置すること、として捉えられてきた「パブリック・アート」であるが、上記のプログラムなど最近の事例をみてみると、「パブリック・アート」の概念は、もはや従来の単なる「公共空間における芸術作品の設置」の範囲内に留まらず、更に広義に解釈されていることが窺える。

*20 Carol Vogel, "42d Street Says Move Over SoHo" New York Times, Thursday, July 7, 1994

NEAの「美術家公共プロジェクト」部門の審査基準を見ても、芸術的な秀逸性は一部を占めるに過ぎず、市民の様々な角度からのプロジェクト参画への配慮、都市が抱える多様な社会問題（民族問題など）に対する意識、予算立案の現実性などが重視されている。特にパブリック・アート・プロジェクトについては、設置場所との調和、プロジェクトへのアーティストの早期参加、コラボレーション（共同制作）の適性・妥当性、作家選定の過程、市民への広報普及活動などに重点が置かれている。

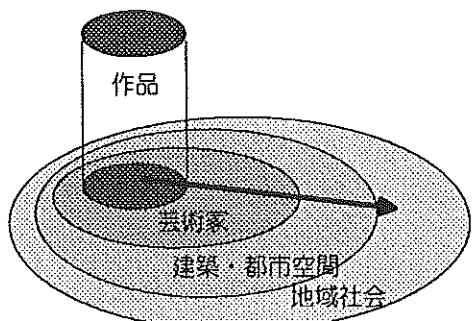
また、パブリック・アート・ファンドInc.やクリエイティブ・タイムなどの活動を見ても、一時的な作品設置である点、芸術と地域との関係を重視している点、様々な分野の専門家を参画させている点など「パブリック・アート」を通した活動を非常に幅広く捉えていることがわかる。

初期に制定されたパーセント・フォー・アーツ条例のほとんどは、1%資金の用途を公共空間における芸術作品の設置に限定しており、現在でも多くはこの範囲にとどまっている。しかしながら、システムの硬直化が適切でない結果を生んだ例もあり、「パブリック・アート」の解釈が拡大するにともなってパーセント・フォー・アーツ条例にも柔軟な解釈と運用が求められている。

単に機械的に条例を適用するのではなく、複数の事業によって計上された1%の資金をプールし、作品設置の必要性が高いと認められた事業へ集中的に配分するなどの工夫がみられるようになった。予算があるところに作品を設置するのではなく、必要があるところに予算を付けるという考え方に基づいた条例の改正が行われるようになったのである。

なかでも、ロサンゼルス市の地域再開発局(CRA : Community Redevelopment Agency)によって1985年に制定された

図-4 パブリック・アートの広がり

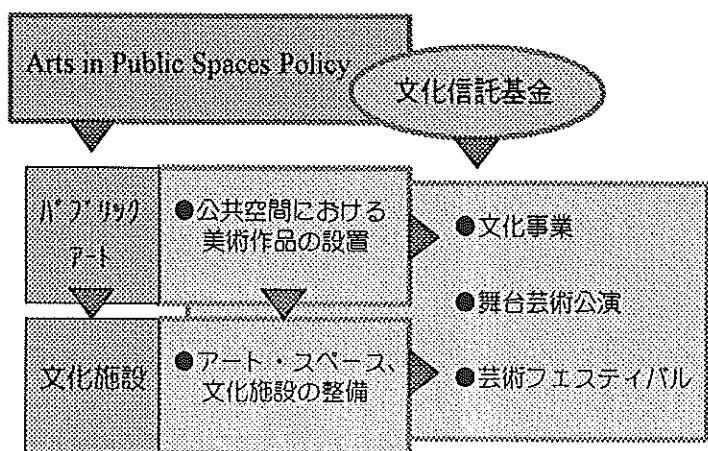


「公共空間における芸術政策(Art in Public Spaces Policy)」の内容は、パーセント・システムを適用する用途を最も柔軟に捉えているものの一つである。

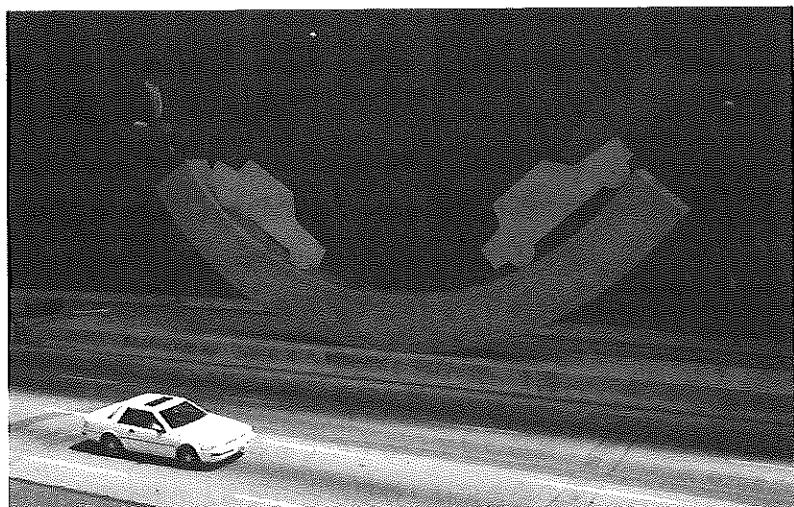
CRAでは、他の自治体同様1968年から新規のダウンタウン開発に際するパブリック・アートの設置を推進してきた。これを制度的に整備するにあたり、米国内の既存のパーセント・フォー・アーツ条例を調査したうえで、「パブリック・アート」を次の基本的な要素とした²¹。

①指定された公共空間における美術作品の設置(On-Site Art in Public Places)、②指定された場所での文化事業(On-Site Cultural Programming)、③指定された場所でのアート・スペースあるいは文化施設(On-Site Art Spaces or Cultural Facilities)という三つである。

図-5 CRAの「公共空間における芸術政策」



²¹ "Public Art in Downtown Los Angeles", The Community Redevelopment Agency / City of Los Angeles



作品名：“Uptown Rocker”

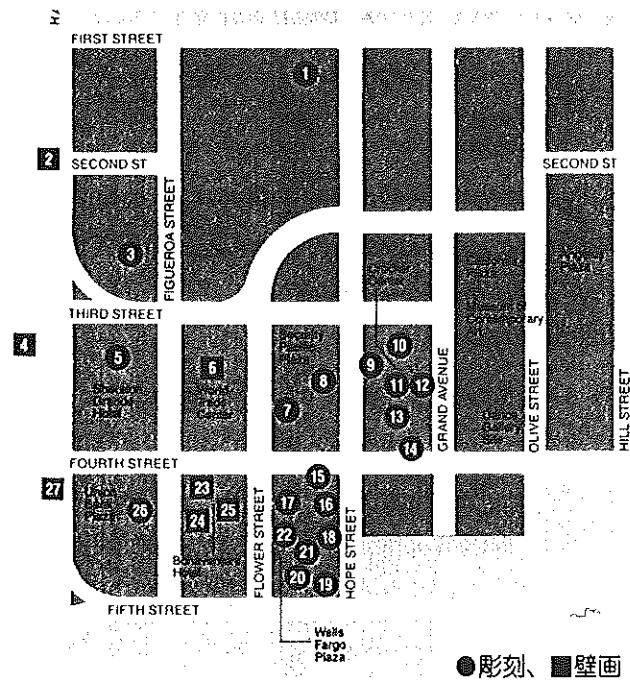
作者：Lloyd Hamrol(1986)

サイズ：H30'×L65'×W4'

設置場所：図6 地図中⑭

CRAの依頼によって制作

図-6 バンカーヒル地区のパブリック・アート



資料) Public Art in Downtown Los Angeles

CRAが参画する開発事業費の1%をパブリック・アート・プログラムに充當するという点では従来と同様であるが、その用途として美術作品設置(①)に対する予算を60%以内とし、残り40%をダウンタウン文化信託基金(Downtown Cultural Trust Fund)に充當することとしている。

この文化信託基金は、ダウンタウン全域の公共

空間で実施される芸術文化事業を支援するために使われる(②)。具体的には、1984年のロサンゼルス・オリンピック芸術祭を前身として開催されているロサンゼルス・フェスティバル(隔年開催)もその一例である。ロサンゼルス・フェスティバルは、パフォーミング・アーツ、映画、美術などのイベントで、会場は市内全域の50箇所にも及ぶ。特に1992年のロス暴動を経てから開催された第3回フェスティバル(1993年)では「アフリカン・アメリカン及び中近東」がテーマとなり、ロサンゼルスという大都市が抱えている様々な社会問題を前面に打ち出している。

また、CRAでは美術関連施設やパフォーミング・アーツ・センターなどの建築費用に対する財政支援(③)も実施している。具体的には、バンカーヒルのロサンゼルス現代美術館^{*22}およびパフォーマンス広場の建設に際して、カリフォルニア・プラザの開発業者によるパーセント・フォー・アート条例の適用を受けている。CRAは当時、開発の際に文化施設の複合を予定していたが、具体的な計画には至っていなかった。一方では市の美術館諮問委員会が丁度新しい美術館建設のための用地を探しており、両者のニーズがタイミング良く合致し実現した事例である。

*22 Los Angeles Museum of Contemporary Art (LAMoCA)

ロサンゼルスの事例は、米国でも例外的なものではあるが、パブリック・アートの定義・解釈の拡大化という意味においてその後のひとつのモデルを示すこととなった。

(3)都市づくりとのかかわり

これまで見てきた「パブリック・アート」の近年の傾向および課題を、都市づくりとのかかわりという観点から整理してみたい。

①計画段階

パブリック・アート・プログラムの計画あるいは企画段階において課題となっているのは、建築家や造園家、都市計画家とアーティストのコラボレーションであろう。アーティストが参画する時期や範囲が問題となっているが、彼等の早期の参画によって、各分野の専門家が相乗効果を生み、高い評価を得ているプロジェクトも見られる。

都市の再開発の際にアーティストが早期に参画するためには、開発業者はもちろん、都市計画家、建築家などが、芸術の都市景観に与える影響について深く理解することが望まれる。

②実施段階

プログラムの実施に際しては、作家の選定にかかるプロセスが課題となる。米国では、美術分野の専門家、アーティストや地域住民の代表などで構成される「選定委員会」方式を採用する場合が一般的である。市民参加については、具体的な選定に直接加わるほかにも、選定されたアーティストとの対話の機会を設ける、プロジェクトについての告知をする、制作過程等を公開するなど、柔軟な対応が求められる。

③管理段階

パブリック・アートの場合には、作品の安全性の確保は不可欠であり、作家および作品管理者双方で十分な配慮が必要となる。作品の物理的管理は大前提であるが、作品の移転・破壊・複製等に関する作者の権利についても、米国では法的な規制がある^{*23}。作品を事業者に売却すれば、作家は作品の所有権を失うが、作品の移転・廃棄等の際には作者の了解を得るよう、作品の物理的な保護を義務づけているものである。パブリック・アートの場合には、作品が周辺環境との調和を前提として制作されているため、このような制度的対応は特に重要である。一定期間を経た後の作品の取扱いについては、わが国でも問題となった事例がみられ、今後十分な議論が必要とされる部分である。

III 芸術都市の構築に向けて

III-1 芸術と米国社会

ここまで、米国における芸術の経済効果、パブリック・アートを活かした都市づくりの事例について紹介してきた。しかしながら、我が国と米国では、社会的な歴史や背景、都市の抱える諸問題、そして芸術の社会的な位置づけが大きく異なっていることを認識しておく必要がある。

そこで、今後の芸術を活かした都市づくりを考える上で、まず、こうした米国の社会的な背景やその中の芸術の位置づけなどについて簡単に整理しておきたい。

(1)地域コミュニティと芸術

まず、第一に指摘しておかなければならないのが、米国社会における芸術の位置づけである。移

^{*23} カリフォルニア州で1979年に制定された芸術保護法(Art Preservation Act)が最初。ニューヨーク州でも1983年に芸術家の著作権法(Artists' Authorship Rights Act)が制定されている。一般的にモラル・ライト(Moral Rights:道徳的な権利)とも呼ばれている。

民によって建国された米国では、「政府が存在する前に地域コミュニティが存在していた」という言葉に象徴されるように、地域社会は、市民一人ひとりの手でつくり上げていくものだという意識が定着している。そこでは、医療や教育、福祉などと同様、芸術文化も地域コミュニティになくてはならないものとされている。一般市民の芸術への寄付額が年間数千億円にのぼる^{*24}という事実が示すように、米国では、芸術が地域社会に深く根を下ろし、市民や民間の手によって支えられているのである。

(2)芸術を取り巻く社会情勢、都市問題

第二には、米国の経済情勢、深刻な都市問題と芸術のかかわりをあげる必要があろう。最近になって若干の回復の兆しが見られるものの、米国では長期間、経済の衰退と雇用に対する不安が続いている^{*25}。また、多発する犯罪や麻薬中毒、人種問題など米国の都市社会は複雑で深刻な問題を抱えている。芸術の経済波及効果への関心が高まり、また、パブリック・アート・プロジェクトが活発化する背景には、こうした経済問題や都市問題をなんとか芸術によって解決することができないだろうか、といった問題意識が存在している。

そして、芸術（とりわけ現代芸術）そのもののテーマにもこうした都市問題や社会問題がクローズアップされている^{*26}。別の言い方をすれば、芸術家の問題意識の中でも、芸術と都市が深く結び付いているのである。

(3)芸術の衰退への危機感

芸術の経済的効果に関連して、もうひとつ付け加えておかなければならないのが、芸術の衰退に

対する強い危機感である。米国でも一般的には、芸術と経済的な発展は相容れないものとして理解されている。実際、先に紹介したレポートの中でも、“芸術への支援は経済的発展の犠牲の上に成り立っているという誤解を払拭したい”^{*6}、あるいは“我々は、芸術文化の精神面での重要性は理解しているが、それが経済の活力維持にも極めて重要であるということをしばしば忘れている”^{*7}とある。つまり、芸術の経済的効果が取り上げられる背景には、景気や雇用不安の続く社会の中で、芸術への支援が減少し、ひいては芸術が衰退してしまいかねないという危機感が横たわっているのである。

III-2 芸術を活かした都市づくりに向けて

本レポートの冒頭で、21世紀の都市づくりにおいては、芸術文化が重要な要素であり、我が国でもそうした動きが現れ始めていることを述べた。しかし、こうした米国の例をみても、ただ単に芸術的な要素を導入すればいいというものではないことがわかる。以下、米国と我が国の違いも視野に入れながら、芸術を活かした都市づくりを考える上で、留意すべき点を最後にまとめておきたい。

(1)目的、ゴールの明確化

まず、芸術を都市づくりに活かす目的やゴールを明確にする必要がある。そのためには、文化施設の建設や芸術フェスティバルの開催といったことが、都市の活性化や地域振興にとってどのような効果を持ちうるのかを十分に検討しなければならない。そして、個々の文化事業そのものの目標や理念、例えば何のために文化施設を設置するの

*24 1991年の米国における芸術文化への民間寄付額は約88億ドルで、そのうちの約9割が個人（遺産含む）によるもの（AAFRC Trust for Philanthropy, "Giving USA", 1992）

*25 先のNALAAのレポートの中でも、米国的地方自治体の行政官が最も関心のある課題は、①経済全般の衰退と②雇用問題であるというアンケート結果が報告されている。

*26 現在ブロードウェイで上演されている、トニー賞受賞作品の"Angels in America"でも、ニューヨークを舞台に、エイズや同性愛、人種問題、家族崩壊など現在の米国社会が抱える複雑な問題が描かれている。現代美術の作品や美術館の企画の中にもこうした問題を取り上げる傾向は顕著である。

か、あるいは芸術団体や芸術家の育成がなぜ必要なのかといったことを明確にしておく必要があることは言うまでもない。

(2) 経済的な効果は二次的な位置づけ

芸術の経済的な効果は最終目標ではないということを認識しておく必要がある。米国でこれほどまでに、芸術の経済的な効果が大きいのは、芸術がひとつの産業として成立するほど大きな裾野の広がりを持っているためである。文化施設や文化事業、芸術団体の活動が経済的な効果を伴うものだとしても、それを第一義に考えたのでは、経済的な効果どころか、文化事業そのものもおぼつかない。「経済的な効果」を目的にした芸術文化への取り組みではなく、「芸術的な効果」を最大限に發揮することに力点を置かなければならない。むしろ、初期段階では経済的な負担を伴うものであることを認識しておく必要があろう。

(3) 長期的な視点の導入

都市づくりやまちづくりと同様、芸術文化にも長期的な視点が必要である。NEAが初めて助成したパブリック・アート・プロジェクトでも、作品を設置した当初は市民の反発があったものの、やがては地域に受け入れられ、今ではそれが市のマークにもなっているという。また、文化施設を建設し、そこで活発な事業が展開され、芸術団体が育ち、そしてそれが地域に定着していくためにもそれ相応の時間がかかる。都市づくりに芸術を活かしていくためには、短期的な成果を期待せず、数十年単位の視野を持って取り組みたい。

(4) クリエイティビティの發揮と柔軟な対応

芸術的な要素を付加すれば効果が表れるといった発想、あるいは制度やシステムだけの安易な導入は、返って逆効果につながる可能性がある。ひとつひとつの事業に芸術的なクリエイティビティを発揮するとともに、導入した制度やシステムは

時代の状況やニーズの変化に応じて柔軟に運用していく必要がある。

(5) プロセスの重視と市民の参加

作品の設置や文化施設の建設といった目標に至るまでのプロセスを重視したい。プロジェクトを推進する過程で、社会的なコンセンサスが得られ、また、芸術というものに対する理解も浸透すると思われる。そういった点で、米国のパブリック・アート・プロジェクトのように、地域の市民や芸術家と行政担当者、あるいは開発業者などが活発な議論をしながらひとつのプロジェクトを創りあげていくいくプロセスは示唆に富んでいる。

* * *

芸術文化の要素だけで、これから豊かな都市づくりが実現される訳ではない。我が国の都市の現状を見ても、生活環境の改善、環境問題への対応、交通基盤の整備など、解決すべき問題は山積している。しかしながら、同時に、これから都市社会においては、物質的な面や経済的な側面だけでは達成できないゆとりある社会の実現が求められているのも事実であろう。そしてそのためには、“芸術文化”は大きな役割を担い得るものである。

市民が芸術や文化に日常的に触れ、親しみ、精神的なゆとりや満足感を持って暮らせる都市、21世紀にはぜひ、そんな芸術都市を実現したいものである。

《参考文献》

- ・「文化ホールによるまちづくり」法定再開発事業における文化ホール導入の実態調査 ((社)全国市街地再開発協会、市街地再開発技術研究所、平成4年3月)
- ・「平成5年度全国公立文化施設名簿」(全国公立文化施設協議会、1993年5月)
- ・塩谷陽子「アートが変えた街」(AERA、朝日新聞社、1994年5月23日号)
- ・「海外などにおける文化振興策に関する実態調査」((財)東京都文化振興会、平成5年2月)
- ・"ARTS IN THE LOCAL ECONOMY" National Assembly of Local Arts Agencies, 1994
- ・"The Arts as an Industry: Their Economic Importance to the New York-New Jersey Metropolitan Region", The Port Authority of NY & NJ, 1993
- ・"New Jersey Performing Arts Center The Economic Impacts", The New Jersey Performing Arts Center, 1990
- ・"Going Public: A field guide to developments in art in public places" the Arts Extension Service, Division of Continuing Education, University of Massachusetts and visual Arts Program of the National Endowment for the Arts, 1990
- ・Visual Arts Program, Visual Artists Public Projects Application Guidelines Fiscal Year 1995, National endowment for the Arts
- ・"Public Art in Downtown Los Angeles" The Community Redevelopment Agency, City of Los Angeles, California, 1986
- ・"42d Street Says Move Over SoHo" New York Times, Thursday, July 7, 1994
- ・"Giving USA - The Annual Report on Philanthropy for the Year 1991" AAFRC Trust for Philanthropy, 1992
- ・H.R.スネドコフ著、伊藤杏里訳「都市開発と文化施設－複合用途開発の新たな戦略」(鹿島出版会、1992年)
- ・竹田直樹「パブリックアート入門－自治体の彫刻設置を考える」(地方自治ジャーナルブックレットNo.7、公人の友社、1993年)
- ・Tad Crawford "Legal Guide for the Visual Artist" Allworth Press, New York, 1990

*米国における芸術の経済波及効果に関する資料入手については、塩谷陽子氏(在New York)に協力頂いた。